

## 宮城県立がんセンター院内がん登録実施要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、宮城県立がんセンター（以下単に「センター」という。）における院内がん登録の実施に関し必要な事項を定める。

### (業務)

第2 院内がん登録の業務は、次の各号に掲げる業務とし、診療録管理室員（院内がん登録担当）がこれを行う。

- (1) 登録
- (2) 生存確認調査
- (3) 集計
- (4) 報告
- (5) 公表
- (6) 関係機関への届出等
- (7) 研究利用のためのデータ提供
- (8) その他の情報提供
- (9) データの管理
- (10) その他院内がん登録の実施に必要な業務

2 診療録管理室室長は、業務実施手順を作成し、適宜更新しなければならない。

### (がん登録部会)

第3 院内がん登録の業務が適切かつ円滑に行なわれることを目的として、医療情報管理委員会の下にがん登録部会（以下単に「部会」という。）を設置する。

2 部会は、10名以内で組織し、次に掲げるセンターの職員から総長が指名する。

- (1) 診療録管理室室長または診療録管理室副室長（院内がん登録担当）
- (2) 診療録管理室員（院内がん登録担当）
- (3) 医療局の医師（数名）
- (4) その他総長が必要と認める職員

3 部会に部会長を置き、委員から総長が指名する。

4 部会長は、部会を代表しその業務を統轄する。

5 部会は、次の各号に掲げる項目について検討を行う。

- (1) 院内がん登録の業務に関すること
- (2) その他院内がん登録の実施に関し必要な事項

6 部会の庶務は、診療録管理室において行う。

### (登録対象)

第4 登録は、入院診療、外来診療の別を問わず、次の各号に掲げる疾病について行う。

- (1) 悪性新生物及び上皮内がん
- (2) 髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍（前記第1号に該当するものを除く。）
- (3) 卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。）
  - ① 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍
  - ② 境界悪性漿液性のう胞腺腫
  - ③ 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍

- ④ 境界悪性乳頭状のう胞腺腫
  - ⑤ 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫
  - ⑥ 境界悪性粘液性のう胞腫瘍
  - ⑦ 境界悪性明細胞のう胞腫瘍
- (4) 消化管間質腫瘍（前記第1号に該当するものを除く。）
- (5) その他必要と認める疾病

(登録項目)

第5 登録は、次の各号に掲げる項目について行う。

- (1) 国立がん研究センターにより提示された「がん診療連携拠点病院院内がん登録標準登録様式」に掲載された項目のうち、登録が必要と認める項目
- (2) その他必要と認める項目

(登録のための医療情報の利用)

第6 登録のため、診療録管理室（院内がん登録担当）の職員は、センターが保有する医療情報を利用することができる。

(生存確認調査)

第7 登録された患者の生存確認調査は、次の各号に掲げる方法で行う。

- (1) 当院の医療情報の利用
  - (2) 全国がん登録に関する宮城県またはその委託先への照会
  - (3) 市区町村への住民票照会及び本籍地照会
  - (4) 法務局への死亡診断書の写しの交付依頼
- 2 生存確認調査で得られた情報は、すみやかに登録する。

(集計)

第8 登録された情報及び生存確認調査から得られた情報に基づき、登録数及び生存率に関する集計を行う。

- 2 前記第8に規定する集計の様式は、総長が別に定める。

(報告)

第9 診療録管理室室長または診療録管理室副室長（院内がん登録担当）は、前記第8の規定に基づき集計を行ったときは、すみやかにその結果を部会へ報告しなければならない。

- 2 部会長は、前記第9の規定に基づき報告された集計結果が部会で承認されたときは、すみやかに診療科長会議へ報告しなければならない。

(公表)

第10 前記第9の規定に基づき報告された集計結果のうち、外部へ公表することが適当と認める項目については、次の各号に掲げる方法で公表を行う。

- (1) 施設内での掲示
  - (2) ホームページへの掲載
  - (3) 広報物への掲載
  - (4) その他適当と認める方法
- 2 前記第10の規定に基づく公表を行うときは、総長の許可を得なければならない。

(関係機関への届出等)

第11 登録された情報については、次の各号に掲げる関係機関への届出等を行う。

- (1) がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）に基づく宮城県知事への届出等
  - (2) 宮城県がん登録事業に関する宮城県またはその委託先への報告
  - (3) 国立がん研究センターが行うがん診療連携拠点病院院内がん登録全国集計への報告
  - (4) 全国がんセンター協議会が行う生存率調査への提出
  - (5) その他必要と認める届出等
- 2 前記第11の規定に基づく届出等を行うときは、総長の許可を得なければならない。
- 3 前記第11の規定に基づく届け出等のうち、法律で義務として定められたもの以外については、センターの倫理審査委員会の承認を受けなければならない。

(研究利用のためのデータ提供)

第12 センターの職員は、研究利用のため登録されたデータを利用することができる。

- 2 前記第12の規定に基づき登録されたデータを利用するときは、総長の許可を得なければならない。
- 3 要綱第12の2に規定する登録されたデータの利用についての許可は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
  - (1) センターの倫理審査委員会で承認された研究の場合
  - (2) センターの職員が、学会発表、検討会などの会議、講演などで発表するための資料を作成するために必要とする場合
  - (3) 業務の遂行のため、担当部署の所属長が申請する場合
- 4 提供されたデータの利用者は、次の各号を遵守しなければならない。
  - (1) 提供されたデータを目的外に利用しないこと
  - (2) 提供されたデータを適切に管理し、紛失しないこと
  - (3) 提供されたデータを漏洩しないこと
  - (4) 利用期間が終了したときは提供された資料のすべてを返却または消去すること
  - (5) その他、許可に際して指示された事項
- 5 前記第12から第12の4に規定するデータの利用の手続きに使用する様式は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 院内がん登録データの研究利用申請書（様式1）
  - (2) 院内がん登録データの研究利用申請決定通知書（様式2）

(その他の情報提供)

第13 前記第9から第12に規定する報告等とは別に、次の各号に掲げる情報提供を求められたときには、必要に応じて情報提供を行うことができる。

- (1) 宮城県、報道機関など外部からの問い合わせに対応するため、担当部署の所属長から前記第9または第10に規定する報告等に使われた集計結果以外の集計結果の提供を求められたとき
  - (2) センターの職員である医師からの問い合わせにより、センターで診療を受けた患者に関する情報の提供を求められたとき（ただし、1回の照会につき数名程度の情報提供の場合に限る。）
- 2 前記第13第1号の規定に基づく情報提供を行うときは、総長の許可を得なければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。
- 3 前記第13の2に規定する情報提供の手続きに使用する様式は、「院内がん登録情報の

集計結果の提供伺書・報告書（様式3）」とする。

（データの管理）

- 第14 診療録管理室（院内がん登録担当）の職員は、在職中はもちろん退職後においても、院内がん登録事業に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- 2 診療録管理室（院内がん登録担当）の職員は、紛失、破損、または漏洩がないように努めセンターが定める方法を順守し、登録されたデータを適切に管理しなければならない。
- 3 診療録管理室（院内がん登録担当）の職員は、登録または生存確認調査のため、患者本人及び患者の家族等に直接接触してはならない。

（要綱の改廃）

- 第15 この要綱の改廃は、部会の議を経て、総長が行う。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。平成14年9月1日施行の要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月 1日から施行する。